



## 長期目標

# 3 地球市民を育てすべての者の 参加と協働を実現する

## 環境目標

### 3-1

#### 自発的に実践する人を育てる

近年の自動車の排ガスによる大気汚染や  
生活排水による水質汚濁などの  
都市・生活型公害、ごみに関する問題、  
地球環境問題など様々な環境問題の原因は、  
私たちの日常生活や生産・流通など  
事業活動のなかにあります。  
この解決に向けて、私たちは、  
環境問題に対する意識を高め、  
それぞれが責任と役割を自覚し、  
自発的に環境を守る活動を実践するとともに、  
将来ともに環境を守る地球市民を育てることを目指します。

## 3-1-1 環境教育・学習を進める

### 現況と課題

今日の様々な環境問題は、私たちの日常生活や事業活動に大きく関係していることから、その解決に向けては、それぞれの立場に応じて自主的に環境をまもる活動を実践していくことが大切です。このため、学校、地域、家庭、職場などあらゆる場面で適切な環境教育・学習を行い、環境について知り、考え、行動を起こす自覚と責任感をもった地球市民を育てることが求められています。

環境教育・学習を推進するためには、市民・事業者・市・民間団体などの連携のもと総合的な取組が必要です。また、民間団体や大学、専門的機関など様々な主体の自発的な環境学習会が開催されることで、市民・事業者の環境を学ぶ機会の拡充につながります。

### ■学校での環境教育・学習

平成14年度の「総合的な学習の時間」の本格的な導入に伴い、環境をテーマとした学習に取り組む学校が増え、様々な体験型環境教育が行われるようになりました。

また、地域・関係機関等と連携して学習する機会も増え、環境教育・学習におけるネットワーク化も充実してきました。平成16年度においては小中学生を対象として実施された環境教育・学習事業は、次のとおりです。

#### ■学校活動での取組状況（平成16年度）

| 項目                                | 主な実践活動・体験活動     | 小学校 | 中学校 |
|-----------------------------------|-----------------|-----|-----|
| 自然環境を育み、維持管理することへの重要性の理解          | ・農業体験学習         | 64  | 13  |
|                                   | ・生物、自然観察        | 55  | 10  |
|                                   | ・その他(ビオトープ活動など) | 30  | 7   |
| 環境問題やこれに関係する資源やエネルギーの問題についての正しい理解 | ・環境調査活動         | 40  | 9   |
|                                   | ・リサイクル活動        | 61  | 22  |
|                                   | ・省エネルギー活動       | 80  | 37  |
|                                   | ・クリーン活動         | 66  | 27  |
|                                   | ・学校版環境ISO       | 8   | 6   |

※本表は、市立の小学校80校、中学校37校での取組の内訳

■小中学生を対象とした環境教育・学習事業（平成16年度）

| 名称                    | 内容                                                                                      | H16実績                       |
|-----------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------|-----------------------------|
| 子ども環境教室               | 小学生を対象に環境や科学に関する簡単で楽しい実験を実施                                                             | 参加者数 629 人                  |
| ジュニア環境科学セミナー          | 中学生を対象に環境に関する科学実験や自然観察などを実施                                                             | 参加者数 49 人                   |
| 環境学習の支援               | 環境に関する体験型の学習（水質の調査、水生生物の調査など）や講演など各学校や地域へ環境学習アドバイザーとして積極的に出向き学習をサポートするとともに、学習機材の貸し出しも実施 | 参加者数 1,396 人                |
| 親子環境探検隊               | 親子を対象に干潟や森、里山などの自然とのふれあい学習を実施                                                           | 参加者数 245 人                  |
| こどもエコクラブ              | 環境省主催のこどもエコクラブ事業を通して、子どもたちの環境保全に関する学習や活動を支援                                             | 登録クラブ数 11 グループ<br>登録人数 58 人 |
| ふれあい出前講座              | ごみ、地下水、エコライフなどをテーマに出前講座を実施                                                              | 参加者数 4 回<br>286 人           |
| エコカード                 | エコカードを用いて学校や家庭での省エネ・リサイクル・ごみの分別等に関して自己評価をすることで、子どもたちの主体的な実践活動を支援                        | 配布数 22,900 枚                |
| こどもエコセミナー             | 水俣の環境施設見学を実施                                                                            | 実施校数 26 校                   |
| 学校環境緑化コンクール           | 小中学校を対象として緑化コンクールを実施                                                                    | 応募校数 101 校                  |
| ファミリーデイキャンプ           | 親子で、自然を満喫しながらゲームやペンダントづくりを楽しむデイキャンプを実施                                                  | 参加申込数 111 人                 |
| 緑の少年団                 | 少年合同研修、緑の募金活動、花苗等の植栽、緑地帯の清掃・草取り等の活動を支援                                                  | 参加団体数 8 団体                  |
| 買い物ゲーム                | 買い物の模擬体験から、ごみ処理費用、ごみをなくすために何ができるかを考える体験型学習を実施                                           | 参加者数 9 校<br>27 クラス<br>948 人 |
| ごみ減量・リサイクル推進ポスターコンクール | 小中学生を対象にごみ減量・リサイクルに関するポスターを募集（金賞作品は環境週間ポスターや副読本に採用）                                     | 応募校数 60 校<br>応募者数 803 人     |
| 節水チャレンジ体験学習           | 子どもの節水意識を醸成し、家庭における節水対策を推進するため、小学校において子どもと家庭が有機的に連携するような水に関する学習を実施                      | 参加者数 4 校<br>18 クラス<br>616 人 |
| 水のポスターコンクール           | 中学生を対象に節水や水環境保全に関するポスターを募集（優秀作品10点を「くまもと水の週間記念式典」で表彰）                                   | 応募校数 11 校<br>応募作品数 177 点    |
| 米作り体験                 | 地下水保全を図るために、地下水のかん養域である白川中流域の水田を活用した市民と住民の交流連携を推進                                       | 実施回数 7 回                    |
| 田んぼの学校                |                                                                                         | 実施回数 1 回                    |
| 雨水貯留タンクの設置            | 小学校に雨水貯留タンクを設置                                                                          | 設置校数 10 校                   |
| 水道週間～水道ふれあいツアー        | 健軍水源地などの主な水道施設見学バスツアーを実施                                                                | 参加者数 38 人                   |
| 水の週間イベント              | 水資源の有限性や水の大切さを伝えるため、水に関するアニメ上映やクイズなどを実施                                                 | 参加者数 1,623 人                |
| 出前水道教室                | 水道に関する出前講座を実施                                                                           | 開催回数 3 回<br>参加者数 178 人      |
| 下水道ふれあいツアー            | 小学生とその保護者に対して、下水道施設等の見学を実施                                                              | 参加者数 90 人                   |
| 「下水道の日」下水道いろいろコンクール   | 小中学生を対象に下水道に関するポスター、標語、作文、書道、新聞を募集                                                      | 応募者数 284 人                  |
| 小学生下水道教室              | 下水道の理解を深めてもらうため、依頼のあった小学校等に出向き、授業形式の啓発を実施                                               | 実施校数 12 校                   |

## ■市民の環境教育・学習の場

本市では、市民が環境問題への理解を深めるための様々な事業を行っています。今後は、市民・事業者・市・民間団体等とが連携して効果的に啓発事業を展開するとともに、民間団体等による自発的な学習会等の拡充が求められています。

### ■市民を対象とした環境教育・学習事業（平成16年度）

| 名称                       | 内容                                                                                                       | H16実績             |
|--------------------------|----------------------------------------------------------------------------------------------------------|-------------------|
| 環境フェア                    | 環境問題の現状や環境にやさしい暮らし方を啓発するため、市が実施している環境保全活動を紹介するとともに、「エコパートナーくまもと」との共同により様々なテーマの体験コーナー、フリーマーケット、エコツアーなどを実施 | 11,000 人          |
| 科学体感フェア                  | 市民を対象に様々な科学実験等を実施                                                                                        | 460 人             |
| 施設見学バスツアー                | 市民団体等を対象に、ごみ処理施設やリサイクル情報プラザ等を見学するバスツアーを実施                                                                | 13 団体<br>225 人    |
| 公民館講座（環境問題講座）            | 市民、各学級・講座生等を対象に、廃油石鹼づくり、自然探訪、地球環境問題などのテーマについての講座を実施                                                      | 178 回<br>約7,000 人 |
| ふれあい出前講座                 | ごみ、地下水、エコライフなどをテーマに出前講座を実施                                                                               | 17 回<br>505 人     |
| CO <sub>2</sub> ダイエットクラブ | 地球温暖化防止に向け、家庭での省エネ・省資源についての学習会の開催など自主的な行動を支援                                                             | 28 人              |
| 緑化コンクール                  | 生垣・壁面緑化・屋上緑化について日頃から丹精込められて管理されたものを懸賞                                                                    | 38 件              |
| 出前水道教室                   | 水道に関する出前講座を実施                                                                                            | 5 回<br>238 人      |
| 下水道セミナー                  | 下水道についての説明、下水道施設の見学等を実施                                                                                  | 233 名             |

### ■環境教育・学習施設

| 名称             | 内容                                                                                | 場所                                                |
|----------------|-----------------------------------------------------------------------------------|---------------------------------------------------|
| 環境総合センター       | 環境に関する科学実験などを行う子ども環境教室等や、体験型の自然学習をする親子探検隊などにより、自然に対する知識や理解を深める。                   | 熊本市画図町所島404-1                                     |
| 水の科学館          | 地下水や水道のしくみ等のビデオ・パネル等の常設展示物のほか、体験型学習施設「水の実験室わくわく」で行う実験などを通して、水の大切さや水に関する知識の普及を図る。  | 熊本市八景水谷1丁目11-1                                    |
| 水道施設           | 水道施設の見学を通して水道施設の重要さや水の大切さを伝える。                                                    | 健軍水源地等                                            |
| リサイクル情報プラザ     | ごみ減量・リサイクルの推進やごみ分別の徹底をPRする。                                                       | 熊本市戸島町2570                                        |
| 環境工場           | 環境工場の役割説明と施設見学を通してごみ処理の現状と今後の課題について理解を深める。                                        | 東部環境工場<br>(熊本市戸島町2570)<br>西部環境工場<br>(熊本市城山薬師町363) |
| 扇田環境センター       | 焼却灰や家庭から排出される不燃物の埋立処理施設。施設見学を通して、ごみの分別とリサイクルの必要性について考える。                          | 熊本市貢町1567                                         |
| 香りの森           | 様々な樹木や草花の香りを楽しみながら、学習の場、憩いの場として利用できる。                                             | 熊本市戸島西7丁目2712ほか                                   |
| 森林学習館          | 展示館では森林・林業関係の用具、間伐材の加工品などを展示、学習館では室内活動のほか簡単なスポーツやレクリエーションを実施。                     | 金峰山地区小萩園内                                         |
| 野外保育センター「雑草の森」 | 子どもが自然をテーマとした空間で、森を探検したり、生物に触れ、果実を栽培・収穫したりするなど、自然の中でのびのびと遊ぶことを通して、思いやりと人間的豊かさを育む。 | 熊本市龍田陳内1丁目5-66                                    |



## 数値目標

| 指標名                         | 実績値 (H11⇒H16) | 目標値 (H22) |
|-----------------------------|---------------|-----------|
| 生活の利便性より地球環境保全を優先（市民意識調査）※1 | 79.3% ⇒ 80.9% | 90.0%     |

※1 地球環境の保全には、さらなる市民意識の向上が不可欠であることから、引き続き目標として採用し同目標値を設定した。

## 取組の方向

### ■市の施策として取り組みます

#### 地域・家庭における学習の推進

- 出前講座を実施し、環境学習会を支援します。
- 体験型の学習機会の拡充を図ります。
- 環境教育を推進するために庁内に設置する環境教育推進会議により学校教育との連携を図ります。
- 市民・事業者・民間団体等との協働によるイベントの開催など環境に関する啓発を進めます。
- 市政広報など様々な媒体を活用して啓発を図ります。
- 研修会の実施などにより環境保全活動を推進するためのリーダーを育成します。
- 啓発用パンフレットを配布するなど家庭での実践活動を支援します。
- 野外保育センター「雑草の森」で自然とのふれあいの機会を提供します。
- 環境総合センターや動植物園を環境教育・学習施設として整備します。
- 市民啓発、環境教育・学習を円滑に進めるしくみについて、市民・事業者・民間団体等と協働して検討します。

#### 学校教育の推進

- 省エネルギー、ごみ減量・リサイクル、緑化活動などエコスクール化を進めます。
- 「総合的な学習の時間」のなかで身近な環境について調べたり、体験的な学習の拡充を図ります。
- 環境教育に関する情報を学校に提供し、活動を円滑にします。
- 環境教育・学習に関する教材の開発と充実に努めます。
- 学校で実施される環境学習会を支援します。

### 職場での学習の推進

- 出前講座など環境学習の機会を拡充します。
- 職場研修を支援します。
- ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステム導入に向けた学習を支援します。

### ■市民みんなで取り組みます

- 自然とのふれあいの機会を増やします。
- 身近な環境の状況を調べます。
- 子どもが環境について学んだことを家庭でも一緒に考え、実践します。
- 市や民間団体、エコパートナーくまもとなどが行う学習会、啓発行事に参加し、環境問題への関心を高めます。
- 環境家計簿（エコチェックシート）をつけます。
- 環境保全リーダー育成やイベントへの参加など、市や事業者などと協働し、環境教育・学習の推進に取り組みます。

### ■事業者として取り組みます

- 従業員への環境保全に関する研修制度を充実します。
- ISO14001をはじめとする環境マネジメントシステムの導入に向けて学習します。
- 環境保全リーダー育成やイベントへの参加など、市や市民、民間団体などと協働し、環境教育・学習の推進に取り組みます。

## 3-1-2 自発的な活動を進める

### 現況と課題

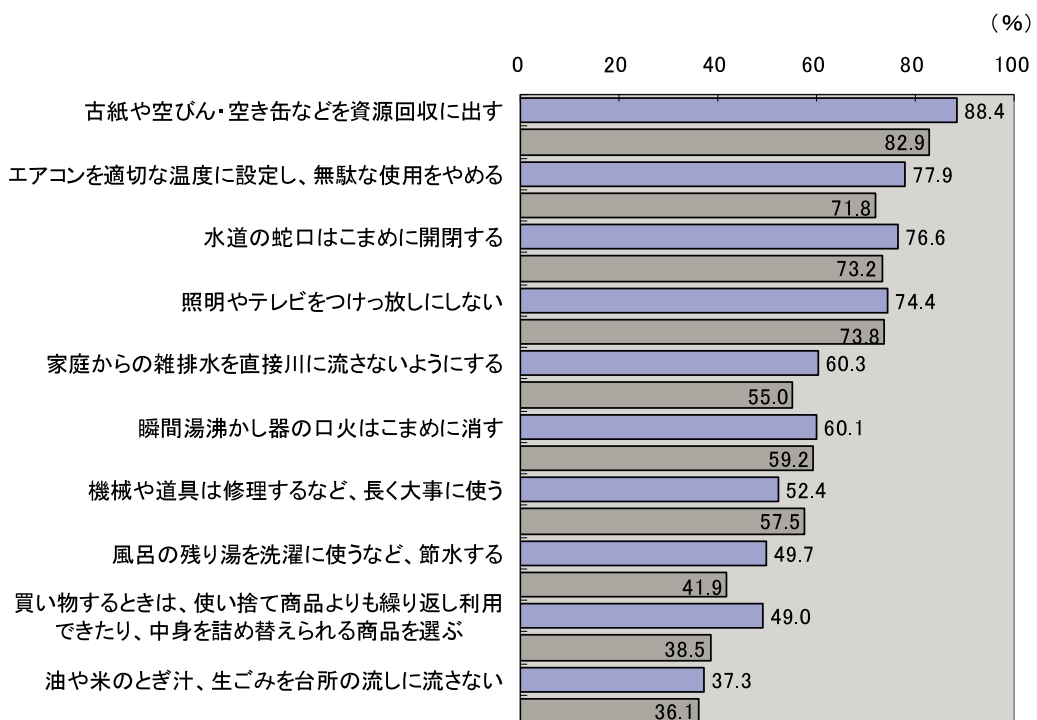
今日の複雑で多様化する環境問題を解決するためには、まず市民・事業者など一人ひとりが、これまでの大量生産、大量消費、大量廃棄に支えられたライフスタイルを改め、日常生活において自発的に環境負荷の少ない行動に取り組んでいかなければなりません。一人ひとりの自発的な行動を着実に普及していくには環境保全に取り組む人や事業者が報われるしくみづくりを進めていくことが重要です。このため、市は、率先した環境保全活動を進めるとともに、環境負荷の少ない生活様式や社会経済活動に向かうよう経済的インセンティブを活用した対応を含む誘導的対応や規制を講じていくことが求められています。

### ■市民の行動

市民意識調査（平成 16 年度）によると、日常生活における環境保全活動は、前回調査（平成 11 年度）時と比べて、ほとんどの項目でわずかながらも行動率の向上が見られ、着実に環境保全活動が普及しつつあると考えられます。

項目別では、前回調査時と同じく、既にルールとしてシステム化されていること、あるいは日常生活において簡単にできることなどが良く取り組まれており、便利さを欠いたり、やや労力が必要なことについては、比較的取り組まれていない状態です。今後も市民一人ひとりのもう一步踏み込んだ環境保全行動が求められています。

### ■市民の「日頃行っている」項目ベスト 10（平成 16 年度市民意識調査）



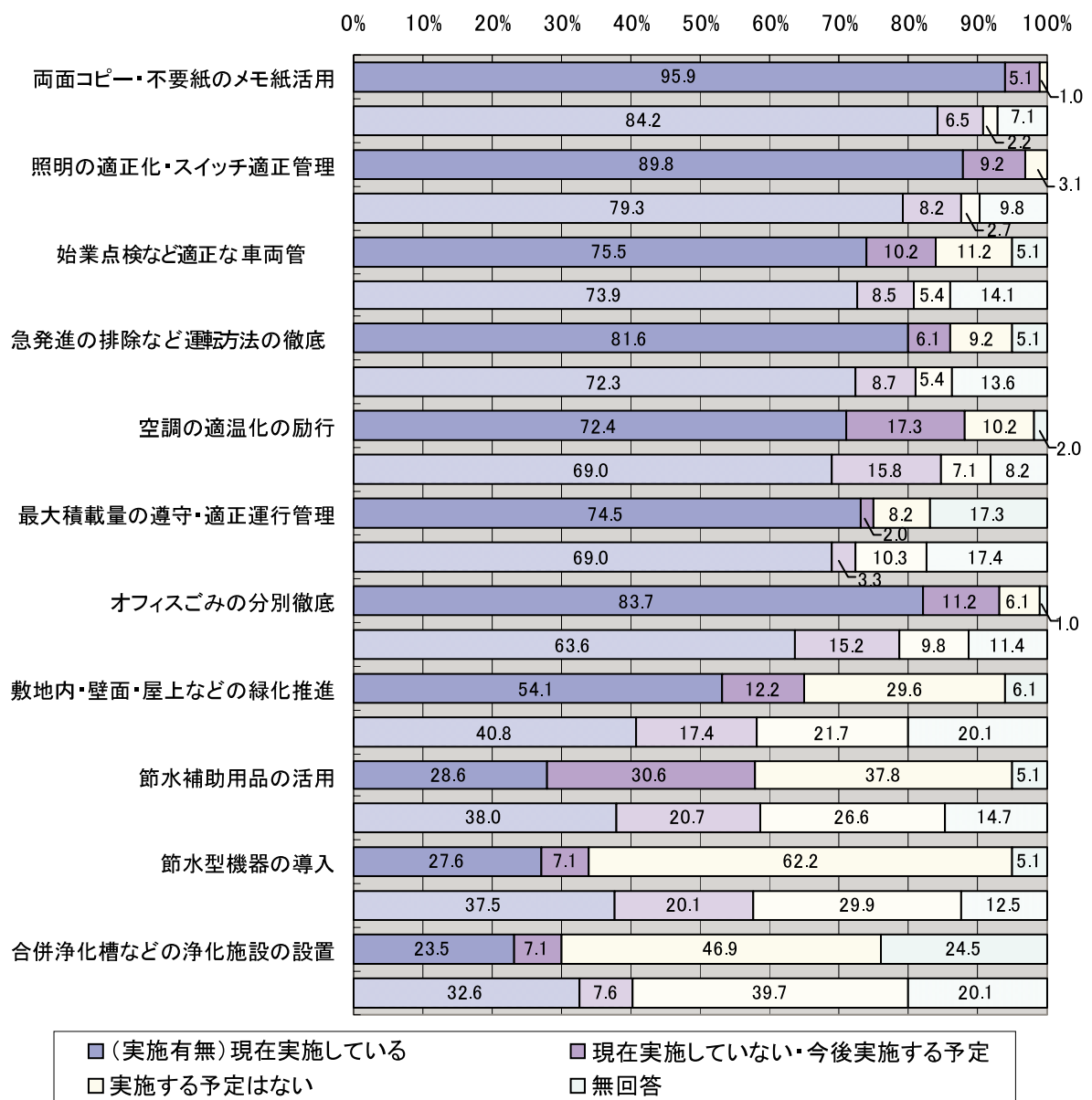
※ 各項下段の灰色は、平成 11 年度の同調査の値

## ■事業者の活動

事業所実態調査（平成 17 年度）によると、前回調査（平成 8 年度）時と比べて、ほとんどの項目で環境保全の活動率の向上が見られ、市民と同じく事業所においても着実に環境保全活動が普及しつつありますが、設備投資などを伴う対策への取組は比較的低いようです。

このため、環境負荷を段階的かつ継続的に低減していく手法として、今後も環境マネジメントシステムや環境会計システムの導入が求められています。

### ■事業所の環境保全活動実績状況（平成 17 年度事業所実態調査）



※ 各項下段の灰色は、平成 8 年度と同調査の値

## ■市の率先活動

市は、環境行政を推進していくうえで範となる率先した活動を行わなければなりません。このため、平成13年度、地球温暖化対策推進法で規定された自治体の温室効果ガス削減のための実行計画に、水の使用抑制やごみ減量・リサイクル、グリーン購入の推進などを包含した率先実行計画として「市役所グリーン計画」を策定し、平成14年10月には環境マネジメントシステムISO14001を認証取得しました。今後も引き続き、それぞれの数値目標の達成に向けて、職員一人ひとりが率先して取り組むとともに、段階的・継続的な改善を図っていきます。

※ エネルギーに関するデータは2-3-1「地球温暖化を防ぐ」の現況と課題、また、水使用、ごみ排出、グリーン購入等に関するデータはP153の数値目標で示している。

## ■誘導的対応

市では、市民や事業者の自発的な環境保全活動を支援するため、助成などの経済的インセンティブを活用した対応、登録・認定、顕彰制度など誘導的対応を行っています。このうち、経済的インセンティブを活用した対応には、排出者や汚染者などを対象に直接的な経済的負担を強いるものがありますが、現時点では行っていない。今後、環境負荷に応じた、経済的インセンティブを活用した対応について検討する必要があります。

## ■規制

近年の環境問題は、特定の事業所に起因するものから日常生活や事業活動に起因するものへと大きく変化したことから、本計画の目標達成のためには市民・事業者の権利や自由を制限する規制が必要な場合もあります。しかしながら、それだけでは限界があり、誘導的対応や経済的インセンティブを活用した対応との適切な組合せが必要です。

### ■市の環境保全に関する条例

| 名称                         | 施行日               |
|----------------------------|-------------------|
| ○熊本市公害防止条例                 | 昭和 48 年 10 月 16 日 |
| ○熊本市地下水保全条例                | 昭和 52 年 9 月 30 日  |
| ○熊本市下水道条例                  | 昭和 46 年 4 月 1 日   |
| ○熊本市緑地の保全及び緑化の推進に関する条例     | 平成 元 年 6 月 1 日    |
| ○熊本市廃棄物の処理及び清掃に関する条例       | 平成 3 年 1 月 1 日    |
| ○熊本市ごみのない街を創る条例            | 平成 12 年 4 月 1 日   |
| ○熊本市放置自動車防止条例              | 平成 14 年 4 月 1 日   |
| ○熊本市建築協定条例                 | 平成 14 年 4 月 1 日   |
| ○熊本市における建築物に附置する駐車施設に関する条例 | 昭和 45 年 10 月 1 日  |
| ○熊本市ラブホテル建築規制に関する条例        | 平成 元 年 4 月 1 日    |
| ○熊本市墓地等の設置等に関する条例          | 平成 12 年 4 月 1 日   |
| ○熊本市都市景観条例                 | 平成 3 年 4 月 1 日    |
| ○熊本市屋外広告物条例                | 平成 8 年 4 月 1 日    |

■ 環境保全活動への助成制度（平成 17 年度現在）

|           | 名称                       | 内容                                                                | 担当課     |
|-----------|--------------------------|-------------------------------------------------------------------|---------|
| 設置費・購入費助成 | コンポスト容器購入                | ごみの堆肥化容器、家庭用生ごみ処理機の購入費する場合、購入費用の概ね1/2助成                           | 廃棄物指導課  |
|           | 合併処理浄化槽設置                | 下水道区域外で小型合併浄化槽を設置する場合、設置費用の4割程度助成                                 | 浄化対策課   |
|           | 共同排水設備                   | 下水道区域内で管渠が敷設されない私道に共同排水施設を設置する場合、設置費用の2/3助成(ただし一定の条件を満たせば全額公費で敷設) | 下水道管理課  |
|           | 雨水貯留施設設置                 | 不用浄化槽を雨水貯留槽に転用、又は雨水貯留タンクを設置する場合、設置費用の2/3助成(上限あり)                  | 水保全課    |
|           | 雨水浸透枳設備                  | 各家庭で雨水浸透枳を設置する場合、基準額を一律助成                                         | 河川課     |
|           | ビニールハウス雨水浸透施設設置          | ビニールハウスに雨水浸透施設を設置する場合、設置費用の9/10助成                                 | 水保全課    |
|           | 家庭の森づくり補助                | 各家庭に樹木(高木1本)を植栽する場合、上限2万円                                         | 緑保全課    |
|           | 緑の街並みづくり補助               | 各家庭5m延長以上の生け垣を設置する場合、上限7万円                                        | 緑保全課    |
|           | 事業所の森づくり補助               | 事業所の敷地内に生け垣か樹木を植栽する場合、上限30万円                                      | 緑保全課    |
|           | 家庭用太陽熱温水器設置              | 自己の居住する家屋に自然循環型太陽熱温水器を設置する場合、設置費の4分の1、上限5万円                       | 環境企画課   |
| 活動費等の助成   | 再生資源集団回収                 | 子ども会などの再生資源回収運動に対して、回収量1kg当たり古紙6円、その他4円助成                         | 廃棄物指導課  |
|           | ボランティア活動保険               | ボランティア活動に対する傷害保険・損害賠償保険                                           | 市民協働課   |
|           | 人づくり基金                   | 環境の保全と創造に貢献する人などに援助(国内外研修、褒賞他)                                    | 文化振興課   |
|           | まちづくり活動助成                | まちづくり協議会が行う自主的な景観づくりに対して、活動費の1/2、上限30万円助成                         | 開発景観課   |
|           | 景観形成建造物助成                | 景観形成建造物に指定された建物の外観修繕費等に対して、修繕費の1/2、上限300万円助成                      | 開発景観課   |
| 物品・労力等提供  | 記念樹等の配布                  | 新築、誕生、結婚、銀婚のお祝いとして記念樹を配布                                          | 緑保全課    |
|           | 啓発用品の提供・貸出               | パネル、ビデオ、参考図書等の貸出、パンフレット類の提供                                       | 関係課     |
|           | 出前講座への講師派遣               | 市民の自主的な学習の場である出前講座への担当職員の派遣                                       | 関係課     |
|           | ごみ収集車の配車                 | 自治会などが実施する地域清掃活動へのごみ収集車の配車やごみ袋の提供                                 | 廃棄物指導課  |
|           | ごみ袋の提供                   |                                                                   |         |
| 融資        | 公害防止施設資金融資制度             | 中小企業が公害防止のために必要な施設の設置または改善に要する資金の融資(限度額800万円)                     | 金融経営相談課 |
|           | 公害防止施設資金融資制度 利子補給        | 公害防止施設資金融資制度を利用する際に発生する利子の全額を補助                                   | 金融経営相談課 |
|           | 公害防止施設資金融資制度 信用保証料補給     | 公害防止施設資金融資制度を利用する際に発生する信用保証料の全額を補助                                | 金融経営相談課 |
|           | 地下水使用合理化設備資金融資制度         | 中小企業が地下水使用合理化のために必要な設備または改善に要する資金の融資(限度額1,000万円)                  | 金融経営相談課 |
|           | 地下水使用合理化設備資金融資制度 利子補給    | 地下水使用合理化設備資金融資制度を利用する際に発生する利子の全額を補助                               | 金融経営相談課 |
|           | 地下水使用合理化設備資金融資制度 信用保証料補給 | 地下水使用合理化設備資金融資制度を利用する際に発生する信用保証料の全額を補助                            | 金融経営相談課 |

自発的に実践する人を育てる  
3-1-2 自発的な活動を進める

■登録・認定・協定・顕彰制度（平成17年度現在）

|      | 名称                       | 内容                                                                                                      | 担当課    |
|------|--------------------------|---------------------------------------------------------------------------------------------------------|--------|
| 登録   | CO <sub>2</sub> ダイエットクラブ | グループ又は個人が登録し、学習会を通して温暖化防止活動を実践する（ダイエット通信簿の発行）                                                           | 環境企画課  |
|      | 事業所グリーン宣言                | 中小企業等が宣言・登録し、省エネ・省資源活動に取り組むことで、事業活動に伴う環境負荷の低減に努める                                                       | 環境企画課  |
|      | ごみゼロサポーター                | 市民がごみ減量やリサイクル推進の取組を自主的に行うために情報共有の推進を図る制度（ごみゼロサポーター通信の発行など）                                              | 廃棄物計画課 |
| 認定   | 環境にやさしい店                 | ごみ減量・リサイクルの推進に積極的に取り組む小売店を「よかエコショップ」として認定                                                               | 廃棄物指導課 |
|      | リサイクル事業者                 | 廃棄物の再資源化又は再生資源の販売や流通の事業者で、廃棄物の適正な再資源化等を行うことで、熊本市域の廃棄物の減量に寄与する事業者を認定                                     | 廃棄物指導課 |
| 協定   | 建築協定                     | 地域住民の総意により建築基準法以上の基準を定めて互いに環境をまもる制度（28件）                                                                | 建築指導課  |
|      | ふれあい美化ボランティア協定           | 道路・公園・河川、町内区域などの身近な公共空間の継続的な美化活動や、違反屋外広告物の簡易除却活動等について、市と市民団体等が締結する協定（「ごみのない街をつくる条例」に基づき締結する「美化協定」を含む）   | 廃棄物指導課 |
|      | 樹木ふれあい美化ボランティア協定         | 郷土の貴重な財産である樹木への愛着を深め、美しく安全で住み良いまちづくりを推進し、併せて市民の美化に対する意識の高揚を図ることを目的として、市と環境美化活動を行う地域住民、企業等が締結する協定        | 緑保全課   |
|      | 緑地協定                     | 「都市緑地法」に基づき、緑地の保全または緑化について土地所有者全員の合意により締結した協定を市長が認可（17件）                                                | 緑保全課   |
|      | 環境保護協定                   | 「緑地の保全及び緑化の推進に関する条例」に基づき、市長と環境保護地区に指定された地区の土地所有者が締結する協定。指定交付金（固定資産税・都市計画税及び特別土地保有税の相当額）及び保護協定協力金（25円/㎡） | 緑保全課   |
|      | まちづくり景観協定                | 「都市景観条例」に基づき、地域の個性豊かな景観形成を図るため市長と地域住民が締結する協定                                                            | 開発景観課  |
|      | 環境保全協定・公害防止協定            | 「公害防止条例」に基づき、市長と生活環境保全上必要と認めた事業者が締結する公害の防止に関する協定                                                        | 環境企画課  |
| 顕彰制度 | 減量美化功労者表彰                | 永年環境美化やごみ減量リサイクルに取り組んだ団体・個人を表彰（推薦・選考）                                                                   | 廃棄物指導課 |
|      | 生け垣コンクール                 | 緑化意識の向上を図るため、景観等優れた生け垣を表彰（一般公募）                                                                         | 緑保全課   |

## 数値目標

| 指標名                              |                              | 実績値                       | 目標値 (H22) |
|----------------------------------|------------------------------|---------------------------|-----------|
| 市民の環境<br>保全行動率<br>(市民意識調査)       | 風呂の残り湯の再利用※1                 | 41.9% (H11) ⇒ 49.7% (H16) | 60%       |
|                                  | こまめな電源 OFF※1                 | 73.8% (H11) ⇒ 74.4% (H16) | 80%       |
|                                  | 公共交通機関利用※1                   | 24.5% (H11) ⇒ 24.2% (H16) | 30%       |
|                                  | 再生品の購入※2                     | 20.6% (H11) ⇒ 21.6% (H16) | 60%       |
| 事業者の<br>環境保全<br>行動率<br>(事業所実態調査) | 空調の適温化<br>(冷房 28℃ 暖房 20℃) ※3 | 69.0% (H8) ⇒ 72.4% (H17)  | 80%       |
|                                  | 雨水利用施設の設置※3                  | 6.5% (H8) ⇒ 7.1% (H17)    | 20%       |
|                                  | 低公害な車の利用※3                   | 3.3% (H8) ⇒ 23.5% (H17)   | 30%       |
|                                  | 再生資源の積極的利用※3                 | 26.6% (H8) ⇒ 60.2% (H17)  | 70%       |

※1 いずれも日常生活に密接に関係し、だれもが取り組める項目であるため、引き続き目標として採用し同目標値を設定した。

※2 目標値までは大きな乖離があるが、市民が取り組むべき課題の一つであることから、引き続き目標として採用し同目標値を設定した。

※3 いずれも事業者が率先して取り組むべき課題の一つであることから、引き続き目標として採用し同目標値を設定した。

| 指標名                   | 実績値 (H11⇒H16)                        | 目標値 (H22) |
|-----------------------|--------------------------------------|-----------|
| 事業所の環境マネジメントシステム導入数※4 | 134 件【ISO 取得 4】<br>⇒ 75 件【ISO 取得 55】 | 300 件     |

※4 引き続き同目標値を掲げ、事業所グリーン宣言等環境マネジメントシステムの普及に努める。

| 指標名          |                           | 実績値                                        | 目標値 (H22)          |
|--------------|---------------------------|--------------------------------------------|--------------------|
| 市役所の<br>率先行動 | 水使用量※5                    | 356.3 万 t (H13) ⇒ 335.3 万 t (H16)          | 318.5 万 t 以下       |
|              | 燃やすごみ排出量<br>(ISO 対象区域) ※6 | 127.4t (H14) ⇒ 113.5t (H16)                | 100t 以下            |
|              | リサイクル率<br>(ISO 対象区域) ※6   | 49.6% (H14) ⇒ 48.8% (H16)                  | 55%以上              |
|              | グリーン購入率※7                 | 一部の分野を除き 90%超 (H14)<br>⇒ 全分野でほぼ 100% (H16) | グリーン購入指針<br>で毎年度設定 |

※5 節水の取組を推進することにより、市施設における上水道使用量及び地下水採取量の合計を平成 16 年度比 5% (約 17 万 t) 削減することを目標とした。ここで水使用量とは、上水道使用量及び地下水採取量の合計を指す。

※6 ISO 対象区域において、発生抑制や「燃やすごみ」に含まれる紙類の全量リサイクルなどにより「燃やすごみ」排出量を 100t 以下、リサイクル率を 55%とすることを目標とした。

※7 グリーン購入については、全庁を対象に毎年度策定する「熊本市グリーン購入指針」において、調達物品の分野毎にグリーン購入目標を設定することとしている。

※ 市役所の温室効果ガス排出量、エネルギー消費量に関する実績・数値目標は、2-3-1「地球温暖化を防ぐ」に記述した。



## 取組の方向

### ■市の施策として取り組みます

#### 市民への誘導的対応

- これまでの制度などを適宜見直し、より効果的な誘導的対応を図ります。
- 環境保全行動指針などをつくり活動を支援します。
- 環境に関するボランティア活動を支援します。

#### 事業者への誘導的対応

- これまでの制度などを適宜見直し、より効果的な誘導的対応を図ります。
- 環境保全行動指針などをつくり活動を支援します。
- 特定事業所と環境保全や公害防止に関する協定を締結します。
- 環境保全に関する融資制度を継続します。
- ISO14001 やエコアクション 21 などの認証取得をはじめとする環境マネジメントシステムの導入を支援します。
- 環境会計システムの導入を支援します。

#### 経済的インセンティブを活用した対応

- 地下水の利用抑制や水源の保護に関する広域的な対応を検討します。
- 家庭ごみ有料化の導入などごみの発生抑制に向けた取組を行います。

#### 規制

- 市民の日常生活や事業活動での環境保全を実効あるものとするために最低限の規制を検討します。
- 希少生物の保護や自然環境保全のための規制を検討します。
- 環境保全に係る法律や条例などの厳正な運用を図ります。

#### 市の率先実行

- 「熊本市役所グリーン計画」及び ISO14001 に基づく環境マネジメントシステムにより率先活動を着実に推進します。
- 環境会計システムの導入に向けて研究します。

## ■市民みんなで取り組みます

- 市の支援制度を活用します。
- 法律や条例などを遵守します。
- 本計画に記述された市民として取り組む項目を自発的に行います。



## ■事業者として取り組みます

- 市の支援制度を活用します。
- 法律や条例などを遵守します。
- 環境マネジメントシステムを導入します。
- 環境会計システムを導入します。
- 本計画に記述された事業者として取り組む項目を自発的に行います。



## 長期目標

# 3 地球市民を育てすべての者の 参加と協働を実現する

## 環境目標

### 3-2

活動の「輪」を広げ、  
「協働」の取組を進める

一人ひとりの環境をまもる取組を

効果的に進めるためには、

個人や事業者、民間団体、行政など

それぞれがパートナーシップをつくり、

ともに協力し合い、切磋琢磨する、

「協働」の関係をつくることが重要です。

このため、私たちは、それぞれが積極的に環境情報の提供に努め、

環境に関する円滑なコミュニケーションをつくりながら

環境を守る活動の輪を広げる、いわゆる

「協働」の取組を進めることを目指します。

## 3-2-1 パートナーシップをつくる

### 現況と課題

市民・事業者など一人ひとりの環境保全に向けた取組は地域などに大きく広がらなければ環境問題の解決にはつながりません。そこで、市民・事業者・市・民間団体などそれぞれが対等な立場で役割と責任を担い、相互に特性等を尊重し、補完し、協力し合う「協働」での取組を進め、パートナーシップを発揮しながら、多くの市民や事業者などを巻き込み、環境保全活動の活発化を図る必要があります。

そのためには、環境保全活動の広がり进行けん引するパートナーシップ組織が重要な役割を果たすものと期待され、本計画の推進母体として平成14年に設立された「エコパートナーくまもと」において様々な環境保全活動が展開されています。

今後は、地域に密着した活動を推進するための校区自治協議会等との連携や「健康くまもと21推進市民会議」や「くまもと市民食農応援団」など他のパートナーシップ組織との連携など、幅広いパートナーシップが求められており、さらに、地下水や大気汚染、水質汚濁など広域な環境問題に対しては課題に応じて市域を越えたパートナーシップも必要です。

### ■市民・事業者・市の協働による取組

市民・事業者・市・民間団体等が互いに知恵を出し合い、協力しながら、環境をまもるために行動するパートナーシップ組織として、平成14年4月に「エコパートナーくまもと（環境パートナーシップくまもと市民会議）」が設置されました。本計画の推進体制の一つとして位置付けられ、テーマに応じたワーキンググループ（作業部会）で様々な活動を展開しています。また、年に1回、「環境フェア」を市と共同で開催しています。



活動の「輪」を広げ、「協働」の取組を進める  
3-2-1 パートナーシップをつくる

■エコパートナーくまもと ワーキンググループの主な活動（平成17年度現在）

| グループ名              | ねらい                                          | 主な活動実績                                                                                                                            |
|--------------------|----------------------------------------------|-----------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------------|
| エコ・フリー・マーケット       | 環境に配慮した、自由で誰もが参加できる、新しい流通づくりを目指す             | ・エコ・フリー・マーケットを6回開催<br>・エコ・フリー・マーケット会場における地域通貨、デポジット実験<br>・マイバッグデザインコンテスト開催                                                        |
| 環境教育総合プロジェクト       | 総合的な環境教育の手法を考え、環境学習の実践を行う                    | ・環境教育教材「ゴミと私たちの暮らし」を改訂し、CD-ROMを小中学校へ配布、ホームページにて公開                                                                                 |
| グリーンコンシューマー        | 環境に配慮した消費行動をとる生活者の育成                         | ・イベント等における体験学習の実施<br>・リーダー養成を目指した勉強会の実施<br>・消費者と事業者の懇話会開催                                                                         |
| 広報エコパートナー          | エコパートナーくまもとの活動を広く市民へ伝える                      | ・広報誌、入会案内リーフレットの発行<br>・毎月1回FMラジオ出演調整                                                                                              |
| ゴミなくし隊             | ごみ減量・リサイクル推進への取組実践を通して、市民・事業者のごみに対する意識改革を目指す | ・燃やすごみに混入する「その他の紙」の分別推進のため、自治会等との連携、集合住宅モデルの選定を目指す<br>・広報チラシ「ゴミなくしタイムズ」発行                                                         |
| 自転車・バス・電車が主役のまちづくり | 自転車や公共交通利用を中心とした環境負荷の少ない持続可能な地域社会の実現         | ・「よみがえれ！バス」円卓会議を4回開催<br>・「こう変われば私はバスに乗る」市民アンケート実施<br>・商店街に駐輪場確保のためのアンケート調査及び円卓会議の開催                                               |
| 食と農・くらしと環境         | 食と農との関係、また、その生産と流通を考える                       | ・農業体験や中島校区まちづくり委員会と連携したイベントの開催<br>・熊本市民食農応援団との連携                                                                                  |
| 水と緑                | 熊本市が誇る地下水の保全とこれに連動する緑の保全                     | ・地下水のかん養域を視察する「白川中流域水田かん養見学ツアー」の実施<br>・地下水を育む山の手入れを体験する「間伐体験バスハイク」の実施<br>・市内に点在する緑を、ムササビが移動できる「緑の回廊」として整備することを目指して、観察会、シンポジウム等の開催 |
| よかエネ部会             | 地域特性に適した環境保全型エネルギーの普及                        | ・連続講座「よかエネ市民学校」を6回開催・廃食油を活用した軽油代替燃料(BDF)などの普及啓発活動                                                                                 |

■「エコパートナーくまもと」ホームページ



■その他の協働による取組

| 名称                | 内容                                                                           | 事業主体                     |
|-------------------|------------------------------------------------------------------------------|--------------------------|
| 環境総合計画中間見直し市民会議   | 平成17年度、「第2次熊本市環境総合計画」の中間見直しにあたり、市民・事業者の意見を反映させるために市民会議を設置                    | 市民、事業者                   |
| 地域新エネルギービジョン策定委員会 | 平成15年度、学識者や市民・事業者からなる策定委員会を設置し、「熊本市地域新エネルギービジョン」を策定                          | 熊本市、エコパートナーくまもと、学識者、事業者等 |
| ごみ減量・リサイクル推進市民会議  | 平成15年度、「熊本市ごみ減量・リサイクル推進基本計画」の策定にあたり、学識者、自治会長、環境団体代表、事業者代表、一般公募の市民からなる市民会議を設置 | 熊本市、市民、学識者、事業者、環境団体      |
| 節水推進パートナーシップ会議    | 市民協働で節水市民運動を展開し、節水型社会の形成を計画的に進めることを目的として、平成16年度から学識者や市民からなる市民会議を設置           | 熊本市、市民                   |
| ノーマイカーデー          | マイカー通勤者に公共交通機関の利用や自転車通勤などを呼びかけるもので、環境月間(6月)などに実施。なお、事業者の協力で、バス・電車の半額乗車券を配布   | 熊本市、バス事業者                |
| 買い物ゲーム            | 小学校を対象として買い物の模擬体験を通してごみ問題を考える、本事業を市と市民団体が協働で実施                               | 熊本市、市民団体(NPO)            |
| CO2ダイエットクラブ       | 家庭での温暖化対策行動を推進するため、地球温暖化防止活動推進員が講師となり、省エネ・省資源に関する学習会を実施                      | 熊本市、地球温暖化防止活動推進員(市民)     |

■環境保全運動

本市では、自治会などを中心とした地域の環境美化や、全市的なリサイクル、緑化など様々な運動が展開されています。また、近年では民間団体等の運動も盛んになってきています。

■主な環境保全運動（平成16年度）

| 項目                                                              | 内容                                                                       | 参加者                                    |
|-----------------------------------------------------------------|--------------------------------------------------------------------------|----------------------------------------|
| 環境美化運動<br>・町内一斉清掃                                               | ・毎年2回(6月と10月の日曜日)町内単位で実施                                                 | 町内自治会の7割                               |
| リサイクル運動<br>・子ども会、町内自治会などの資源回収運動<br>・フリーマーケット<br>・リサイクルインフォメーション | ・地域の各団体による再生資源の回収<br>・家庭で不用になったものを人に譲るリサイクル運動<br>・いらなくなった物を欲しい人に譲る情報の橋渡し | 登録数639団体<br>リサイクル情報フラスコ<br>来館者数30,734人 |
| 緑化運動<br>・緑化市民運動<br>・みどりの日植樹祭                                    | ・地域の公共地などで行う樹木や草花の植栽運動<br>・「緑の日」に学校等で開催するみどりの日植樹の集い                      | 19団体458人<br>180人                       |
| 民間団体の運動                                                         | ・大気汚染の監視、酸性雨の調査<br>・アースウィークなどの記念イベント<br>・ノーレジ袋キャンペーンなどの消費者活動             |                                        |

## 数値目標

| 指標名                      | 実績値 (H14⇒H16)                           | 目標値 (H22)                 |
|--------------------------|-----------------------------------------|---------------------------|
| エコパートナーくまもとへの参加者数（会員数）※1 | 個人会員 75 人 ⇒ 176 人<br>団体会員 98 団体 ⇒ 95 団体 | 個人会員 350 人<br>団体会員 160 団体 |

※1 個人会員については、おおそ倍増を目標に設定した。団体会員については、まちづくり戦略計画との整合を図った。

## 取組の方向

### ■市の施策として取り組みます

#### 様々な主体のパートナーシップの強化

- これまでの市民運動の場の充実を図ります。
- 市民・事業者・民間団体・市で構成される「エコパートナーくまもと」の活動を推進します。
- 「健康くまもと 21 推進市民会議」や「熊本市民食農応援団」など他の組織との連携を図ります。
- 協働のあり方について市民・事業者とともに検討します。
- 市の施策を市民・事業者・民間団体と連携して実施します。
- 環境保全に必要な情報の共有に努めます。

（詳しくは、3-2-2「様々な主体から情報を発信する」に記述しています）

#### リーダーの育成

- 環境保全活動を推進するリーダーを育成します。
- 市の施策をともに推進する市民を育成します。
- 環境省の環境カウンセラー登録制度、県のエコロジストリーダー、地球温暖化防止活動推進員などの活用を促進します。

環境カウンセラー 環境保全に関する専門的知識や豊富な経験を有する者のうち環境省の実施する審査に合格した者で、その知識や経験をもとに、市民や市民団体、事業者等の環境保全活動に対する助言等を行う人材。平成 16 年度末までに合計 3,658 名が登録されている。



## 校区自治協議会の活動の支援

本市では、自治会をはじめまちづくり委員会、社会福祉協議会、防犯協会など小学校区の地域団体に構成され、団体相互の連携のもとに、地域課題の解決やコミュニティづくりに取り組む組織として、平成 16 年度から校区自治協議会の設立を進めています。

平成 17 年末現在で 52 の校区で設立され、環境の保全、福祉の向上、安全安心のまちづくりなど、様々な地域課題に取り組んでおりますが、その中でも 30 の校区でまちづくり委員会を中心として、環境に関する主体的な取組が行われています。

今後は、校区自治協議会において、環境に関する課題を校区全体の課題として位置付けていただくことなどにより、本市の環境保全活動が活発になると考えています。

このような校区自治協議会における環境保全に関する取組を推進するため、市として支援していくこととしています。

### 【環境指標】

| 指標名         | 実績値 (H11⇒H16) |
|-------------|---------------|
| 環境カウンセラー登録数 | 9 人⇒ 26 人     |

## 市域を超えたパートナーシップの強化

- 自動車交通、地下水、水質汚濁など広域的な取組が必要な課題については、関係する市町村との連携・交流を深め、広域行政をさらに進めます。

## ■市民みんなで取り組みます

- 市民・事業者・民間団体・市で構成される「エコパートナーくまもと」や「校区自治協議会」の活動に積極的に参加します。

## ■事業者として取り組みます

- 市民・事業者・民間団体・市で構成される「エコパートナーくまもと」などの活動に積極的に参加します。



## 3-2-2 様々な主体から情報を発信する

### 現況と課題

市民が地球環境問題や地域の環境課題に関心をもつための環境情報の提供は、市民参加の輪を広げ、市民がもつ新たな知恵を引き出すことにつながります。また、環境保全を推進するには市民、事業者、市、民間団体等の協働による取組が不可欠であり、それを推進するためには「情報の共有」が重要です。このため、行政から積極的に情報の提供が行われることはもちろん、だれもが広い意味での情報の受け手であり、送り手であることを認識し、情報をもち管理するものは、丁寧・的確・迅速な情報提供に努めなければなりません。例えば環境保全活動をやってみたいという人が地域の民間団体の情報を収集したり、自分の行動や考え方を発表し仲間を募ったりするなど、パートナーシップ組織や民間団体や研究機関など様々な主体によって情報の交流が行われることで市民総参加型社会の実現が期待されます。

#### ■環境情報表示板



#### ■地下水情報板



## 取組の方向

### ■市の施策として取り組みます

- 大気汚染や地下水位など常時監視の調査結果を環境情報表示板などで公表し、さらに、インターネットなどで常時公表できるシステムを検討します。
- 各種メディア、年報や環境白書、ホームページなどで市の環境に関する情報を発信します。
- 市民から寄せられた要望と市の考え方をデータ化し、ホームページなどで公表する「市民の声」などにより、市と市民が双方向で情報交換できる機会を増やします。



### ■市民みんなで取り組みます

- 民間団体は活動の目的や状況を広く知らせ、市民の参加を募ります。
- 民間団体や研究機関などの環境に関する情報を広く提供します。
- 環境をまもるための自分の行動や考え方などを発表し、仲間を募って行動します。

### ■事業者として取り組みます

- 環境に配慮された商品やサービスの情報を広く提供します。
- 製造や流通、販売、サービスなど環境負荷の少ない活動に関する情報を広く提供します。



## 長期目標

# 3 地球市民を育てすべての者の 参加と協働を実現する

## 環境目標

### 3-3

## 環境に配慮した都市をつくる

市民や事業者などが  
それぞれの活動のなかで  
環境に配慮した行動をとりながら、  
環境が改善されても、  
都市の機能が低下したのでは  
必ずしも安全で快適な都市とは言えません。  
しかし、都市の開発など都市の機能を高めることによって  
自然環境や生活環境がいったん壊れると、  
もとの状態に戻すには多くの時間と費用が必要となります。  
私たちは、これを未然に防ぎ、  
環境を壊さないような仕組みにより、  
環境に配慮した都市をつくることを目指します。

## 3-3-1 環境に配慮したまちをつくる

### 現況と課題

快適で安らぎのある居住環境は私たちにとって必要不可欠なものです。近年、マンション建築の際に事業者と近隣住民との間での紛争が増加しています。そのなかで事業者には社会的、道義的な責務として地域住民に対する影響を極力少なくするための措置を行うことが求められています。また、市には、紛争となった場合、実状にあった斡旋・調停などにより、速やかに解決することが求められています。地域住民には、地域特性に応じた居住環境を守るため、自らまちづくりに参加することが重要です。

### 取組の方向

#### ■市の施策として取り組みます

##### 環境紛争への対応

- 開発事業の実施または中高層建築物の建築に際しては、事業者に対して事業計画の周辺住民への周知徹底を指導します。
- 中高層建築物などの紛争が起こった場合は、斡旋・調停を行い、解決に努力します。
- 地区計画制度の啓発に努め、地域における良好な居住環境の保全や整備を誘導します。
- 住民が主体となった建築物などの制限を行う建築協定制度を促進します。
- まちづくり景観協定制度により、地域住民の主体的な街並み形成を広報啓発します。

#### ■市民みんなで取り組みます

- 地域の居住環境に関心をもち、自ら地区計画や建築協定など住環境をまもるための制度を活用し、住民主体のまちづくりに参加します。

#### ■事業者として取り組みます

- 事業活動において地域の居住環境に配慮した必要な措置を行います。
- 開発事業の実施または中高層建築物の建築に際しては、事業計画の周辺住民への説明や話し合いを行い住民の理解を得るよう努めます。

## 3-3-2 事前配慮のしくみをつくる

### 現況と課題

安全で快適な生活を支える都市とは、その機能を高めながらも、環境負荷が少なく自然と共生するものでなければなりません。すなわち、大規模な開発等によって、大気、水、緑などの環境が損なわれることを未然に防ぎ、それぞれの立場で適切な環境配慮を行うことが重要です。このため、事業者等が行う大規模開発については環境配慮を指導できるしくみをつくとともに、環境影響評価法や県の条例に基づき環境影響評価制度を適切に運用するため、環境に関する必要な調査を充実していく必要があります。

今後は、新たに問題化する環境問題等に対して敏感に反応し、迅速かつ的確に対応できるしくみを構築する必要があります。

### 取組の方向

#### ■市の施策として取り組みます

##### 環境配慮のしくみづくり

- 地域の環境特性に応じた配慮事項を示す地域別環境配慮指針の普及を図ります。
- 事業者が大規模な開発事業などを行う前に適切な環境配慮を講じるよう指針及び技術マニュアルを示し、指導するしくみをつくります。
- 市が行う公共事業において、率先した環境配慮を行う「熊本市公共事業等環境配慮システム」の適切な運用を図ります。
- 事業者が行う大規模開発については、計画の段階から環境配慮に関する適切な指導を行います。

##### 環境調査・研究への取組

- 野生生物の生息状況など自然環境に関する基礎的な調査を行います。
- 地下水に関する調査研究を行います。
- 大気汚染物質、水質汚濁物質などが環境に及ぼす影響などを調査・研究し、汚染の未然防止に努めます。
- ダイオキシン、環境ホルモンなど有害化学物質に関するモニタリングを行います。
- 衛星画像解析などの都市環境を把握する新しい技術について研究します。
- 新たに浮上する環境問題に対して、敏感に反応し、的確な対応に努めます。

#### ■市民みんなで取り組みます

- 環境影響評価制度に基づき、環境配慮に関して適切な意見を出します。

#### ■事業者として取り組みます

- 大規模な開発事業などを行う前に環境配慮指針や技術マニュアルに基づき対応します。